

F-ACTORの会規約

総 則

(名 称)

第1条 本会はF-ACTORの会と称する。

(所 在 地)

第2条 本会を次の住所に置く。
福島県西白河郡矢吹町滝八幡 100

(目 的)

第3条 本会は福島県に暮らす精神障害を持つ人が地域で生活するための訪問等による包括的な支援サービスを充実させることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 福島県において精神障がいをもつ人に対する訪問支援サービスの充実を図るための啓発活動に関すること
- (2) 精神障がいをもつ人に対する訪問支援サービスの現状把握、及び、支援の充実に向けた検討に関すること
- (3) 精神障がいをもつ人に対する訪問支援サービスを提供する事業所の立ち上げのサポート(コンサルテーション等)に関すること
- (4) 会員同士のネットワーク構築に関すること
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要なこと

第1章 会 員

(構 成 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (2.1) 普通会員 本会の目的に賛同して入会したもの
- (2.2) 賛助会員 本会の目的に賛同して、本会の事業を援助するもの

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは会長に申し込まなければならない。

- 2 申し込み後理事会で承認する。
- 3 理事会は総会にて報告する。

(会 費)

第7条 構成員は所定の年会費を当該年内にしなければならない。

第8条 本会の会費は次のとおりとする。

- (2.1) 普通会員 年額 2,000 円
- (2.2) 賛助会員 年額 10,000 円

- 2 支払い済みの会費は、いかなる理由があっても一切返還しないこととする。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- (2.1) 退会
- (2.2) 死亡
- (2.3) 除名

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは会長に申し出ることによって退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは除名されることがある。

- (2.1) 会費を3年以上滞納した場合
- (2.2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の事業を妨害する行為があった場合

第2章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (2.1) 名誉会長を置くことができる。
- (2) 理事 若干名、監事 2

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、若干名を事務局とする。

(役員を選任)

第13条 理事、監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、事務局及び事務局長は、理事の中から互選により定める。
- 3 事務局は会計を行う。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務不能な場合、代行する。

(役員任期)

第15条 会長および役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、会長はこれを解任することができる。

- (2.1) 心身等の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2.2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。

第3章 会議

(種類)

第18条 会議は総会と理事会の2種とする。

- 2 議長はいずれも会長とする。
- 3 招集はいずれも会長が行う。

(総会)

第19条 総会は、普通会员をもって構成する。

第20条 総会は、毎年1回開催する。

第21条 総会は、普通会员の過半数の出席(委任状を含む)がなければ開催することができない。

第22条 総会の議事は、出席した普通会员の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

第23条 理事会は、理事、監事をもって構成する。

第24条 理事会は、適宜開催する。

- 2 理事会は、文書や電子媒体による会議も可とする。

第4章 会計

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(謝礼 旅費)

第26条 本会の研修会以外の意見交換会や出前講座などにおいて発表や講師を依頼した者には、本会の定めた旅費規定による謝礼や旅費支給する。

第5章 規約の変更並びに解散

(規約の変更)

第27条 この規約は、総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

(解散)

第28条 本会の解散は、総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

附 則

- 1 本会の設立年月日は平成26年10月5日とする。
- 2 本規約は平成27年7月25日より施行する。
- 3 平成28年1月30日一部改正、実施する。
- 4 平成29年2月5日一部改正、実施する。
- 5 平成30年1月21日一部改正、実施する。
- 6 平成31年2月3日一部改正、実施する。
- 7 令和2年2月9日一部改正、実施する。